

## 住宅のバリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額措置について

新築から10年以上経過した住宅で、平成28年4月1日から令和8年3月31日までに、住宅のバリアフリー改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額が減額されます。

### 1. 居住者及びバリアフリー改修工事の要件

○居住者の要件（次のいずれかに該当する方）

- ①65歳以上の方
- ②要介護認定または要支援認定を受けている方
- ③障害者

○バリアフリー改修工事の要件

新築から10年以上経過した住宅で、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施した次の工事（補助金を除く自己負担額が50万円以上のもの）。

- ①廊下等の拡幅
- ②階段の勾配の緩和
- ③浴室の改良
- ④便所の改良
- ⑤手すりの取付
- ⑥床の段差の解消
- ⑦引き戸、折り戸等への取替
- ⑧床表面の滑り止め化

### 2. 減額期間

改修工事が完了した年の翌年度分から、1年間減額

（例）令和6年2月完了・・・令和7年度分が減額

### 3. 減額範囲

一戸当たり改修家屋に係る固定資産税のうち、居住部分の床面積100㎡相当分までの税額が2/3に減額されます。※都市計画税は減額されません。

（例）床面積150㎡、評価額450万円の住宅のバリアフリー改修の場合

家屋に係る税金・・・450万円×1.4% = 63,000円

減額される額・・・63,000円×100㎡/150㎡×2/3 = 14,000円

減額後の税金・・・63,000円-14,000円 = 49,000円

### 4. 減額の手続き

下記の書類を改修後3か月以内に提出をお願いします。

・高齢者等居住改修（バリアフリー改修）住宅に係る固定資産税減額申告書

①改修工事に係る明細書

（バリアフリー改修工事の内容及び費用の確認ができるもの）

②改修箇所の図面及び写真（改修前及び改修後）

③領収書（工事費用を支払ったことが確認できるもの）

※『増改築等工事証明書』を提出する場合、①、②、③の書類は不要です。

※新築住宅、耐震改修の減額との同時適用はできません。また、一戸の住宅について、一度しか適用できません。

※工事内容を確認後、必要に応じて現地確認をさせていただきます。

詳細につきましては、総務部税務課資産税係（TEL055-995-1809）までお問合せください。